

【第 1 問】

問 1 正解 2

1. ○ 適切。生命保険募集人・保険仲立人の登録を行っていない F P は、保険の募集や勧誘を行うことはできないが、相談料金を受け取って必要保障額の試算を行うことや、保険商品の仕組みや商品内容を説明することは可能である。
2. × 不適切。投資助言・代理業（いわゆる投資顧問業）の登録をしていない F P は、専門的見地に基づく具体的な投資判断について有償・無償を問わず助言できない。一般的な情報や資料の提供にとどめる必要がある。
3. ○ 適切。税理士資格を有していない F P は、営利目的の有無、有償・無償を問わず、個別具体的な税理士業務を行うことができない。ただし、一般的な税法の解説や資料の提供にとどめるのであれば、相談料金を受け取っても良い。

問 2 正解 2

(ア) を求める：411万円

$$\text{〇年後の予想額（将来価値）} = \text{現在の金額} \times (1 + \text{変動率})^{\text{経過年数}}$$

$$4 \text{ 年後の基本生活費} : 380 \times (1 + 0.02)^4 = 411.324 \dots$$

→411（万円、万円未満四捨五入）

(イ) を求める：1,051万円

$$\text{貯蓄残高} = \text{前年の貯蓄残高} \times (1 + \text{運用利率}) \pm \text{その年の年間収支}$$

$$2024 \text{ 年の金融資産残高} : 865 \times (1 + 0.01) + 177 = 1,050.65$$

→1,051（万円、万円未満四捨五入）

【第 2 問】

問 3 正解 3

1. × 不適切。課税口座（一般口座）は、未成年であっても口座を開設できる。
2. × 不適切。課税口座（特定口座・源泉徴収選択口座）で売却した上場株式の所得は、分離課税として確定申告できる。
3. ○ 適切。所得税において、N I S A 口座内で生じた上場株式の譲渡損失は、N I S A 口座以外（課税口座）で生じた上場株式等の譲渡益や配当等と損益通算することや繰越控除することはできない。

問4 正解 1

決済用預金は全額保護されるが、円定期預金や利息の付く円普通預金などの一般預金等は、1金融機関ごとに預金者1人当たり元本1,000万円までとその利息等が預金保険制度により保護される。外貨預金、投資信託、譲渡性預金、金融債（募集債及び保護預り契約が終了したもの）などは預金保険制度による保護の対象外である。

- 普通預金 360万円→○
- 定期預金 220万円→○
- 外貨預金 120万円→×
- 株式投資信託 280万円→×

∴360万円+220万円=580万円

問5 正解 2

投資信託の費用	主な内容
購入時手数料 (販売手数料)	購入時に支払う費用。投資信託の種類などにより費用は異なるが、同一の投資信託であっても購入時手数料は <u>同額とはかぎらない</u> 。
運用管理費用 (信託報酬)	運用のための費用や情報開示のための費用として徴収される。信託財産の残高から、 <u>毎日</u> 差し引かれる。
信託財産留保額	投資家間の公平性を保つために、一般的に、換金の際に徴収される。差し引かれた金額は、手数料のように運用会社や販売会社の収益とならず、換金時に換金代金から差し引かれて <u>投資信託に残す財産である</u> 。投資信託によっては差し引かれないものもある。

<解説>

投資信託を取引する際に投資家が負担する費用は、目論見書などで確認できる。

- 「購入時手数料」は、投資信託を購入する際に投資家が販売会社に支払う。
- 「運用管理費用（信託報酬）」は、運用期間中、信託財産から間接的に差し引かれる運用管理にかかる費用などをまかなう。運用会社・販売会社・信託銀行の3者で配分される。
- 「信託財産留保額」は、換金時にかかるファンドもある。

【第3問】

問6 正解 2

建築物の延べ面積（床面積の合計）の最高限度については、容積率を用いて計算する。前面道路の幅員が12m未満の場合、「指定容積率」と「前面道路の幅員×法定乗数」のいずれか小さい数値を容積率として敷地面積に乘じる。

延べ面積（床面積の合計）の最高限度＝面積×容積率

$$= 300\text{m}^2 \times 400\%^{*} = \underline{1,200\text{m}^2}$$

※幅員7m×法定乗数6/10=42/10 …420%>400%（指定容積率）

∴容積率400%

問 7 正解 2

税の種類	登録免許税	不動産取得税	固定資産税
課税主体	(ア 国)	都道府県	市町村 (東京23区は東京都)
納税義務者	登記を受ける者	不動産の取得者 ただし、相続により取得した場合は非課税	毎年 (イ 1月1日) 現在の所有者
課税標準	固定資産税評価額 ただし、抵当権設定登記等を除く。	(ウ 固定資産税評価額)	固定資産税評価額

【第4問】

問 8 正解 2

横川浩さんは、2022年4月に初めてがん（大腸がん、悪性新生物）と診断され、がんの治療のために21日間入院し、その間に手術（給付倍率40倍）を1回受け、退院4ヵ月後に肺炎で11日間入院（手術なし）した。2022年中に支払われる保険金および給付金は、合計（ア 1,610,000円）である。

<解説>

がん（悪性新生物）による入院・手術の場合、下記の給付金を受け取ることができる。

がん診断給付金：100万円
 入院給付金：入院1日目から1日につき10,000円
 手術給付金：1回につき手術の種類に応じて入院給付金日額の10倍・20倍・40倍

なお、退院から4ヵ月後に肺炎で11日間入院（手術なし）したが、がん以外の疾病による入院給付金は受け取ることができない。

- ・入院給付金 $10,000円 \times 21日 = 21万円$
 - ・手術給付金 $10,000円 \times 40倍 = 40万円$
 - ・がん診断給付金 100万円
- ∴保険金および給付金は合計 $21万円 + 40万円 + 100万円 = \underline{161万円}$

問9 正解 3

2012年1月1日以降に牧村健太さんが締結した契約の生命保険料控除について、

- ① 定期保険（無配当）：年間支払保険料78,240円←新生命保険料控除の対象
- ② 医療保険（無配当）：年間支払保険料46,200円←介護医療保険料控除の対象

生命保険料控除額の速算表により、年間保険料に応じた控除額を求める。

- ① $78,240円 \times 1 / 4 + 20,000円 = 39,560円$
- ② $46,200円 \times 1 / 4 + 20,000円 = 31,550円$
- ①+②=39,560円+31,550円
=71,110円

問10 正解 3

- 1. ○ 対象。車両保険（一般条件）の保険金額が80万円であるため、自損事故で被保険者自動車が破損した場合も修理費用は80万円を限度に支払われる。
- 2. ○ 対象。人身傷害補償保険の保険金額が1名5,000万円であるため、相手が不明である場合や相手の行方が分からない場合でも、道弘さんの治療費用など補償を受けることができる。
- 3. × 対象外。対人賠償は無制限ではあるが、妻は補償の対象ではない。

【補償の対象外になる被害者】

- 記名被保険者
- 被保険自動車を運転中の者またはその父母、配偶者もしくは子
- 被保険者の父母、配偶者または子
- 被保険者の業務に従事中の使用人
- 被保険者の使用者の業務に従事中的他の使用人

【第5問】

問11 正解 3

土地・建物を譲渡した年の1月1日における所有期間

- ・ 5年以下：分離短期譲渡所得
- ・ 5年超：分離長期譲渡所得

2012年1月10日～2022年1月1日における所有期間は、10年足らず。

したがって、山田さんがこの土地および建物を売却した場合の譲渡所得の金額は、課税長期譲渡所得金額（イ）として扱われる。なお、マイホームではなく別荘の譲渡であるため、その譲渡益から3,000万円を特別控除することはできない。

$$\begin{aligned} \text{課税長期譲渡所得金額} &= \text{譲渡価格} - (\text{取得費} + \text{譲渡費用}) \\ &= 3,000万円 - (2,000万円 + 200万円) \\ &= \underline{800万円} \text{ (ア)} \end{aligned}$$

問12 正解 2

杉山さんの2022年分の所得税における総所得金額を求める。退職所得の金額は、分離課税の対象であるため総所得金額に算入しない。したがって、事業所得と給与所得の金額を合算する。

$$\begin{aligned}\text{総所得金額} &= \text{事業所得の金額} + \text{給与所得の金額} \\ &= 360\text{万円} + 200\text{万円} \\ &= \underline{560\text{万円}}\end{aligned}$$

【第6問】

問13 正解 2

本問において、民法上の相続人は、夫：康史、父：昭雄、母：小百合の3人になる。相続人の組み合わせが「配偶者と第二順位（直系尊属）」の場合、夫：康史の法定相続分は $\frac{2}{3}$ 、父：昭雄と母：小百合の法定相続分はそれぞれ $\frac{1}{3} \times \frac{1}{2} = \underline{\frac{1}{6}}$ である。

∴ 康史： $\frac{2}{3}$ 、昭雄： $\frac{1}{6}$ 、小百合： $\frac{1}{6}$

問14 正解 3

種類	自筆証書遺言	公正証書遺言	秘密証書遺言
遺言可能年齢	15歳以上		
証人	不要	2人以上の証人が必要	
家庭裁判所の検認	必要*	不要	必要

※法務局において保管されている場合は不要

1. × 不適切。公正証書遺言を作成した後に、自筆証書遺言で撤回することができる。撤回する場合、新たに作成する遺言書の種類は問わない。日付が新しいものが有効となる。
2. × 不適切。公正証書遺言は、証人2人以上の立会いのもと、遺言者が遺言の趣旨を公証人に口授し、公証人がこれを筆記して作成する。公証人がその原本を厳重に保管する信頼性の高い制度である。なお、自筆証書遺言は、証人が不要であり単独で作成できる。
3. ○ 適切。公正証書遺言を作成した場合、相続発生後、家庭裁判所に対してその検認を請求する必要はない。「検認」とは、相続人に対し遺言の存在及びその内容を知らせるとともに、遺言書の形状、加除訂正の状態、日付、署名などを明確にして遺言書の偽造・変造を防止するための手続のこと。

問15 正解 1

暦年課税は、1 暦年間（1 月 1 日から12月31日まで）に受贈者が贈与により取得した財産の合計額から基礎控除110万円を控除した残額に対して課税される。

《適用税率》

- 18歳以上の者が直系尊属（父母や祖父母など）から受贈：特例税率
- それ以外の受贈：一般税率

本問は、現金400万円を父から子（32歳）に、また、現金60万円を祖母から孫（32歳）に贈与したケースであるため、特例税率の速算表を用いて贈与税額を計算する。

$$\text{贈与税額} = (\text{贈与税の課税価格} - \text{基礎控除}) \times \text{税率}$$

$$= (400\text{万円} + 60\text{万円} - 110\text{万円}) \times 15\% - 10\text{万円}$$

$$= \underline{42.5\text{万円}}$$

【第7問】

問16 正解 2

＜藤原家のバランスシート＞

（単位：万円）

[資産]		[負債]	
金融資産		住宅ローン	2,100
普通預金	280	負債合計	2,100
定期預金	200	[純資産] (ア 1,920)	
投資信託	240		
個人向け国債	30		
上場株式	430		
生命保険（解約返戻金相当額）	40		
不動産（自宅用マンション）	2,800		
資産合計	4,020	負債・純資産合計	4,020

＜バランスシートの作成の手順＞

- ① 設例のデータ [保有財産（時価）] [負債残高] から、藤原家の資産合計と負債合計を求める。資産合計は4,020万円、負債合計は2,100万円となる。
- ② 「資産合計＝負債・純資産合計」であるため、負債・純資産合計も4,020万円となる。
- ③ 純資産を求める。

$$\text{純資産} = \text{資産合計} - \text{負債合計} = 4,020\text{万円} - 2,100\text{万円} = \underline{1,920\text{万円}}$$

問17 正解 3

退職一時金のうち600万円を年利1.0%で複利運用しながら5年間で均等に取り崩す。

年間で取り崩すことができる最大金額は、「退職一時金のうち一部×資本回収係数」で求められる。

$$600\text{万円} \times 0.20604 \text{ (1.0\%・5年の資本回収係数)} = 1,236,240\text{円}$$

→123万円 (万円未満切捨)

問18 正解 1

老齢基礎年金は原則65歳から支給されるが、希望により60歳から64歳までに「繰上げ」か、66歳から75歳までに「繰下げ」かのいずれかを選択できる。繰上げ1カ月当たり0.4%が減額、繰下げ1カ月当たり0.7%が増額される。

繰上げ (60歳から64歳)	「0.4%×繰上げた月数」が一生涯にわたり減額
繰下げ (66歳から75歳)	「0.7%×繰下げた月数」が一生涯にわたり増額

1. × 不適切。繰下げ受給した場合の年金額は、繰下げ月数1年当たり8.4%の割合で増額される。
2. ○ 適切。老齢基礎年金の繰下げ時期については老齢厚生年金と別々に選択できる。
なお、老齢厚生年金の繰上げ時期については、老齢基礎年金の繰上げ時期と同時に
行わなければならない。
3. ○ 適切。繰下げ受給した場合には、年金額は一生涯にわたり増額される。

問19 正解 3

<家族構成>

本人 健吾：46歳 会社員←死亡
妻 恵子：45歳
長女 詩音：19歳

1. × 不適切。遺族基礎年金は、18歳到達年度末日（3月31日）までの子のある配偶者に支給される。長女の詩音さんは19歳なので、妻の恵子さんは年金法上の子がいない配偶者となり遺族基礎年金は支給されない。
2. × 不適切。遺族厚生年金は支給されるが、寡婦年金は支給されない。寡婦年金や死亡一時金は、第一号被保険者が死亡しても遺族基礎年金が受給できない場合に支給されるため、妻の恵子さんは支給の対象外である。
3. ○ 適切。厚生年金の被保険者が死亡した場合、その者によって生計を維持されている一定の遺族に遺族厚生年金が支給される。生計維持要件を満たしているため、妻の恵子さんには遺族厚生年金が支給される。また、夫の死亡当時40歳以上65歳未満の子のない妻であるため、遺族厚生年金に中高齢寡婦加算額が加算される。

問20 正解 2

	N I S A	つみたてN I S A
口座開設者	口座を開設する年の1月1日時点で20歳以上の居住者等 なお、N I S AとつみたてN I S Aは選択利用	
非課税投資枠	新規投資額で年間120万円まで	新規投資額で 年間40万円まで
非課税期間	最長5年間	最長20年間
投資可能期間	2014年～2023年	2018年～2042年
対象となる 金融商品	上場株式、公募株式投資信託・ E T F ・ J - R E I T 等	長期の積立・分散投資に適した一 定の公募株式投資信託・E T F

1. × 不適切。同じ証券会社に開設した口座であっても、N I S A口座と課税口座との間で保有商品をそのまま移管することができない。
2. ○ 適切。N I S Aは、上場株式や公募株式投資信託、E T F、J - R E I T等を投資対象とすることができる。
3. × 不適切。つみたてN I S Aにおいて、個人向け国債は投資の対象外である。